



埼玉県報

第2186号

平成22年5月25日

火曜日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [軽油引取税免税証の無効告示\(大宮県税事務所\)](#)
- [大岡第一土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [中条星宮土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [ふじみ野市駒林土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [埼玉県営公園施設予約システム導入運用業務委託に関する入札告示\(公園スタジアム課\)](#)
- [開発行為に関する工事完了告示\(川越建築安全センター\)](#)
- [水道用薬品の調達に関する落札者等の公示\(水道施設課\)](#)
- [公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第七百四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年五月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人コットンドリーム
- 三 代表者の氏名
綿 祐二
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県富士見市大字南畑新田一五六〇番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害児・者を対象に、社会福祉全般及び文化、芸術、スポーツなど地域に密着した事業を行うとともに、自立した家族支援を行う。また社会福祉活動支援を志す者の養成を積極的に図り、地域社会の活性に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年五月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本入れ歯リサイクル協会
- 三 代表者の氏名
三好 勇夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県坂戸市伊豆の山町二十二番地十トータスマンション四 二号室
- 五 定款に記載された目的
この法人は不要になった入れ歯を家庭より回収し、精製し、得た益金を福祉事業団体等に寄付する。

告 示

埼玉県告示第七百四十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年五月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人障害者による障害者の自立支援センター湧くわく探検隊

三 代表者の氏名

武井 久也

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市南栗橋一丁目二番一号SKYビル2A

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、栗橋町・鷲宮町とその隣接市町村の障害者に対し、「ふれあい」と豊かな情報」を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、久喜市とその隣接市町村の障害者に対し、「ふれあい」と豊かな情報」を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百五十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.aitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年五月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ほほえみネット

三 代表者の氏名

田中 英美子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市青葉四丁目三番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者が健康で生きがいのある生活を送るために必要なサービスと情報を提供し、日常生活を支援することを目的とした生活支援のパーソナルサービスとして活動し、高齢者の暮らしがより豊かになること、安心して暮らしていくための生活環境づくりを目指し、地域が安心して住みよい社会となるために寄与することを目的とします。

告 示

埼玉県告示第七百五十一号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十二年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期限
一 リットル	03C058352)	一	船舶	平成二十二年二月一日 平成二十二年七月三十一日
一 リットル	03G045415) 03G045416	二	船舶	平成二十二年二月一日 平成二十二年七月三十一日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称				
静岡県伊東市吉田九六九 十六 (有)杉田石油				
免税証を交付した事務所		亡失年月日		
大宮県税事務所		平成二十二年四月八日		

告 示

埼玉県告示第七百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十二年五月二十一日認可した。

平成二十二年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

中条星宮土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

告 示

埼玉県告示第七百五十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、ふじみ野市駒林土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

谷 新 一	ふじみ野市新駒林三丁目五番十五号
内 田 貞 夫	ふじみ野市駒林一七二番地
嶋 田 進 弘	ふじみ野市駒林二一二番地
小坂部 政 勝	ふじみ野市駒林二三四番地
永 倉 茂 八	ふじみ野市駒林一〇八番地
荻 原 仙 之	ふじみ野市駒林八六番地
内 田 輝 男	ふじみ野市駒林二四九番地
小坂部 守	ふじみ野市駒林一六七番地
内 田 長 吉	ふじみ野市駒林八八一番地
金 子 泰 三	ふじみ野市新駒林三丁目七番九号
中 藤次郎	富士見市勝瀬一三四二一
小坂部 英 昭	ふじみ野市駒林一六一番地
野 澤 健 司	ふじみ野市駒林九二五番地一
野 澤 利 夫	ふじみ野市駒林九一三番地
永 倉 一 男	ふじみ野市駒林八五四番地

就任した理事の氏名及び住所

谷 新 一	ふじみ野市新駒林三丁目五番十五号
内 田 貞 夫	ふじみ野市駒林一七二番地
嶋 田 進 弘	ふじみ野市駒林二一二番地
小坂部 政 勝	ふじみ野市駒林二三四番地
永 倉 茂 八	ふじみ野市駒林一〇八番地
荻 原 仙 之	ふじみ野市駒林八六番地
内 田 輝 男	ふじみ野市駒林二四九番地
小坂部 守	ふじみ野市駒林一六七番地
内 田 長 吉	ふじみ野市駒林八八一番地
金 子 泰 三	ふじみ野市新駒林三丁目七番九号
中 藤次郎	富士見市勝瀬一三四二一
野 澤 健 司	ふじみ野市駒林九二五番地一
野 澤 利 夫	ふじみ野市駒林九一三番地
永 倉 一 男	ふじみ野市駒林八五四番地
小坂部 貴 幸	ふじみ野市駒林一六一番地

告 示

埼玉県告示第七百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県県営公園施設予約システム導入運用業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書（案）による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成 27 年 12 月 31 日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県都市整備部公園スタジアム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」の A 等級に格付けされ、「インターネットシステム関連業務」及び「ネットワークシステム運用・保守」を取り扱う者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証及びプライバシーマークの認定を受けており、適切な実施体制

を整備している者であること。

- (6) 過去5年間において、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、誠実に履行した者又は履行している者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県都市整備部公園スタジアム課公園管理・スタジアム担当 小沢・熊谷 電話 048-830-5392 (直通)

- (2) 入札説明書、仕様書及び契約書(案)の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県都市整備部公園スタジアム課(埼玉県庁第二庁舎2階) 平成22年6月1日(火)午前10時

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年7月9日(金)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年7月8日(木)午後5時まで(必着)

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県都市整備部公園スタジアム課 平成22年7月9日(金)午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年6月25日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、入札参加資格の確認結果は平成22年7月2日（金）までに通知する。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年6月21日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(1) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び契約書（案）による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Operation and maintenance of a facilities reservation system

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding: 10:00 a.m., July 9, 2010.

By registered mail or in person: 5:00 p.m., July 8, 2010.

(3) Contact Information:

Parks Management Group, Parks and Stadium Division, Department of City
Development Department, Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-5392

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年五月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十一年十月五日

指令川建セ第二 七三一号

二 検査済証番号

平成二十二年五月十四日

川建セ第二二 一五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字都二十五 二十一、六十九 一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町都二十五 二十一

株式会社新生 代表取締役 中田 光一

告 示

埼玉県公営企業告示第三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者及び
随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年五月二十五日

埼玉県公営企業管理者 後 閑 博

- 1 購入等物件及び数量
 - (1) 水道用ポリ塩化アルミニウム 9,672トン
 - (2) 水道用液体塩素 916トン
 - (3) 水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,879トン
 - (4) 水道用液体苛性ソーダ 1,175トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道施設課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
- 3 契約期間
平成22年4月1日から平成23年9月30日まで
- 4 納入場所
1の購入等物件について
 - (1)アイウエオ
 - (2)アイウ
 - (3)エオ
 - (4)アイウエオ納入場所ア～オは以下のとおり
ア 埼玉県大久保浄水場
イ 埼玉県庄和浄水場
ウ 埼玉県行田浄水場
エ 埼玉県新三郷浄水場
オ 埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日
1の購入等物件について
 - (1)(2)(4)平成22年3月29日
 - (3) 平成22年3月30日
- 6 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
1の購入等物件について
 - (1) 南海化学株式会社東京オフィス
東京都北区浮間5丁目8番地18号
 - (2) 不二商会株式会社
埼玉県川口市朝日2丁目10番地5号
 - (3) 川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口5丁目1番14号
 - (4) 川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口5丁目1番14号
- 7 落札金額又は随意契約に係る契約金額
1の購入等物件について

(1) 1トン当たり17,304円

(2) 1トン当たり67,935円

(3) 1トン当たり44,100円

(4) 1トン当たり20,244円

8 落札者又は随意契約の相手方の相手方を決定した手続

1の購入等物件について

(1)(2)(4) 一般競争入札

(3) 随意契約

9 入札の公告を行った日

平成22年2月2日

告示

埼玉県選管告示第五十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十二年五月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人光仁会 南部厚生病院	春日部市大場二〇番地一
病院	医療法人三愛会 三愛会総合病院	三郷市彦成三丁目七番一七号
老人ホーム	社会福祉法人かがやき 特別養護老人ホームひかり	春日部市不動院野六四三番地
老人ホーム	株式会社ハーフ・センチュリー・モア 有料老人ホームサンシティ東川口	川口市差間二丁目六番五〇号
老人ホーム	社会福祉法人キングス・ガーデン 埼玉 ケアハウス主の園	川越市大字下小坂六一二番地